

※1(抜粋)

建設業法施行令

第二十七条の三 法第二十七条第一項の規定による技術検定は、次の表の検定種目の欄に掲げる種目について、同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として行う。

検定種目	検定技術
建設機械施工	建設工事の実施に当たり、建設機械を適確に操作するとともに、建設機械の運用を統一かつ能率的に行うために必要な技術

※2(抜粋)

労働安全衛生規則

第七十九条 法別表第十八第一号から第十七号まで及び第二十八号から第三十五号までに掲げる技能講習の受講資格及び講習科目は、別表第六のとおりとする

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	<ul style="list-style-type: none">一 学科講習<ul style="list-style-type: none">イ 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識ロ 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識ハ 運転に必要な一般的事項に関する知識二 関係法令二 実技講習<ul style="list-style-type: none">イ 走行の操作ロ 作業のための装置の操作
--------------------------------	--